

用語集



「ア行」	愛・道路パートナーシップ事業 あい・どうろぱーとなーしっぷじぎょう	地域に愛される快適な道路環境づくりを進めるために、住民・企業等による道路の清掃活動を県・地元市町村が支援する愛知県版のアダプトプログラムのこと。
	アクセス あくせす	接近すること。
	アダプトプログラム あだぶとぶろぐらむ	住民、企業等が道路・公園等の公共施設の里親（アダプト）となり、その清掃・手入れを定期的に行う仕組みのこと。
	あま市第1次総合計画 あましだいいちじそうごうけいかく	地方自治法に基づき、あま市における、総合的かつ最も基本的な市政の方向性を示した計画のことで、平成23年度末に策定。
	あま市宅地開発等に関する指導要綱 あましてくちいはつとうにかんするしどうようこう	良好な住環境を確保し、快適な都市環境の実現を図るために、中高層集合住宅等の建設行為に対して定めたあま市独自の基準のこと。
	あま市污水適正処理構想 あましおすいてきせいしよりこうそう	あま市全域を対象とした効率的かつ効果的な污水处理施設の整備を行うために、污水处理施設（下水道、合併処理浄化槽等）の整備予定区域等、今後の整備方針を示した構想のことで、平成23年に策定。
	井領 いりょう	幅員拡大など、道路や水路の利便性向上のため、関係地権者が土地を提供すること。
	IC（インターチェンジ） いんたーちえんじ	高速道路等の出入り口。
	雨水浸透・貯留施設 うすいちよりゆう・しんとうしせつ	河川への雨水の流出を抑制するため、敷地に降った雨を一時的に貯留し、または地下へと浸透させる施設のこと。例えば、雨水調整池や雨水浸透枳。
	屋外広告物法 おくがいこうこくぶつほう	良好な景観の維持や危害防止のために、屋外広告物の表示場所・表示方法等を規定した法律のこと。
「カ行」	街区公園 がいくこうえん	都市公園法に基づく、歩いて行ける範囲の居住者のために設置される都市公園の一つ。半径250m程度の街区に居住する人々が利用する0.25haを標準とした公園のこと。都市公園としては、規模や誘致圏に応じて、その他に、近隣公園や地区公園等がある。
	開発許可制度 かいはつぎよかせいど	無秩序な市街化の抑制や良好な宅地水準を確保するため、都市計画法に基づき、一定の宅地開発等に対して都道府県知事等の許可を義務づける制度のこと。

	幹線道路 かんせんどうろ	一般的に、交通の流動が多く、重要度が高い道路のこと。
	狭さく きょうさく	自動車通行速度の抑制など、交通安全対策の一環として、車道を部分的に極端に狭くするために設置する杭等のこと。
	拠点 きょてん	活動の足場となる重要な地点のこと。
	緊急輸送道路 きんきゅううそうどうろ	地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うために、防災拠点を相互に連絡する道路のこと。愛知県地域防災計画では、国県道のなかから、重要度に応じて第1次と第2次が設定されている。
	景観 けいかん	風景、景色のこと。
	公共下水道 こうきょうげすいどう	下水道法に規定されるもので、市街地における下水（雨水、汚水）を排除し、処理する施設のこと。市町村が設置・管理する単独公共下水道と、県が設置・管理する流域下水道といい、あま市では、日光川下流流域下水道の整備計画がある。
	コミュニティ こみゆにてい	共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域や、人々の集団のこと。
	コーホート要因法 こーほーとよういんほう	人口の推計手法の一つ。コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法のこと。
「サ行」	市街化区域 しがいかくいき	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域のこと。愛知県の場合、都市計画区域のすべてが、市街化区域または市街化調整区域（下述）に分類される。
	市街化調整区域 しがいかちょうせいいき	都市計画区域のうち、市街化の抑制を図るべき区域のこと。
	自主防災組織 じしゅぼうさいそしき	自主的な防災活動を実施することを目的として、学区、町内会、自治会等を単位として組織されるもののこと。
	自然環境保全地域 しぜんかんきょうほぜんちいき	自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定される地域のこと。
	自然環境保全法 しぜんかんきょうほぜんほう	自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、必要な開発規制等を規定した法律のこと。
	消防活動困難区域 しょうぼうかつどうこんなんくいき	一般的に、一定幅員の道路や、消防水利が適切に配置されておらず、円滑な消防活動が困難な区域のこと。
	新あま市民病院基本構想 しんあましみんびょういんきほんこうそう	あま市における地域医療・救急医療の確保や、現市民病院の老朽化、耐震上の問題の解決のために定めた構想のこと。平成23年7月に策定。

	寺叢 じそう	樹木が茂り、植生が豊かな境内地のこと。
	準防火地域 じゅんぼうかちいき	自治体が必要に応じて活用できる都市計画制度。火災発生時の延焼拡大を防止するために、建築物を耐火構造にするなどの義務づけを行う地域のこと。
	生産緑地地区制度 せいさんりょくちちくせいど	自治体が必要に応じて活用できる都市計画制度。市農林漁業と調和した都市環境の保全、公害や災害の防止等に寄与する市街化区域内の農地等について、計画的な保全を図るべく指定するもの。
	生物多様性 せいぶつたようせい	様々な生物が存在している様子のこと。
	ゾーン ぞん	地帯、区域、範囲のこと。
	ゼロメートル地帯 ぜろめーとるちたい	地盤沈下等によって、海拔0メートル以下に低くなった土地のこと。
「夕行」	多自然川づくり たしぜんかわづくり	洪水等に十分耐えられることを前提としながら、本来の自然の川の状態に近い形で改修工事を行うもの。
	地域防災計画 ちいきぼうさいけいかく	災害対策基本法に基づき、都道府県や市町村が地域の実情に即して作成する、災害対策全般についての基本的な計画のこと。愛知県では平成23年に一部修正、あま市では平成23年3月に策定。
	地区計画制度 ちくけいかくせいど	自治体が必要に応じて活用できる都市計画制度。良好な住環境の確保等のため、地区の特性に応じたきめの細かいまちづくりのルール（敷地の使い方、建築物の用途や形態、道路・公園の位置等）を定め、計画的により良い環境へと誘導する制度のこと。
	低未利用地 ていみりようち	その場所にふさわしい利用がなされていない土地のこと。特に、市街化区域内に位置しながら、建築物の立地など、都市的な利用が図られていない土地（田、畑、山林等）を指す。
	D I D 地区 でいあいでいちく	国勢調査において設定される統計上の地区のことで、日本語では人口集中地区という。人口密度の高い基本単位区（人口密度が1km ² あたり4,000人以上）が互いに隣接して人口5,000人以上となる地区を指す。
	特定都市河川浸水被害対策法 とくていとしかせんしんすいひがいたいさくほう	浸水被害の防止を目的に、浸水被害を起こす特定の河川と流域を指定し、雨水の貯留・浸透設備の整備等の措置を規定した法律のこと。あま市関連では、新川が法に基づく特定都市河川流域に指定されている。
	都市基盤 としきばん	道路、公園、水路等の日常生活・都市活動の基盤となる施設のこと。
	都市計画 としけいかく	土地利用や、都市施設（道路、公園等）の整備、防災等についての計画のこと。
	都市計画区域 としけいかくくいき	市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりを考慮したなかで、一体的に整備、開発し、保全する

		必要がある区域として、都道府県が指定するもの。都市計画区域内では、開発・建築行為に対して基本的な制限の適用を受け、用途地域をはじめとした都市計画制度の活用も可能となる。あま市は、名古屋市を中心とした名古屋都市計画区域（11市5町1村）に属す。
	都市計画道路 としけいかくどうろ	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路のこと。都市計画決定された路線の区域内では、円滑な施設整備のために一定の建築制限が適用される。愛知県内の都市計画道路は、その機能に応じて、自動車専用道路、主要幹線道路、都市幹線道路、地区幹線道路、補助幹線道路に区分されている。
	都市計画法 としけいかくほう	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした都市計画に関する法律のこと。
	都市圏 としけん	一般的に、核となる都市およびその影響を受ける周辺都市をひとまとめにした地域の集合体のこと。
	都市構造 としこうぞう	都市の骨格のこと。都市の中心地はどこか、都市活動の軸となるのはどの路線か、といった都市の重要な構成要素、特徴を総じて指す。
	都市再生整備計画事業 としさいせいせいびけいかくじぎょう	地域住民の生活の質の向上や、地域経済・社会の活性化を図るために、平成16年度に創設された国土交通省所管の補助事業制度のこと。
	都市施設 としせつ	道路、公園・緑地、下水道など、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために必要な施設のこと。特に、都市計画法に基づき定める各種施設の総称を指す。
	土地区画整理事業 とちくかくせいりじぎょう	公共施設の整備・改善や、宅地の利用の増進を図るために、土地の区画形質の変更や、道路、公園等の公共施設の新設・変更を行う事業のこと。
	土地利用規制 とちりようきせい	土地を利用する場合における「決まり」や「制限」のこと。都市計画法をはじめとした各種法律に基づくものや、地方自治体が条例で定めるものがある。
「ナ行」	内水排除施設 ないすいはいじょせつ	内水（堤防で守られた地域等に溜まった水）を排除する施設のこと。
	ニーズ にーず	要求、需要のこと。
	ネットワーク ねっとわーく	個々のつながり、網状に広がる様子のこと。
	農業振興地域 のうぎょうしんこうちいき	農振法に基づき、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として、都道府県知事が指定するもの。農業振興地域内では、その主旨に沿った利用がなされていないものについて、勧告の対象となる。
	農振法（農業振興地域の整備に関する法律） のうしんほう（のうぎょうしんこうちいきのせいびにかんするほうりつ）	農業の振興が必要と認められる地域について、その振興のために必要な各種施策の基本を規定した法律のこと。

	農用地区域 のようちいき	農振法に基づき、農業振興地域のうち、概ね10年先を見越して積極的に農地保全を図るべき地域として指定するもの。農用地区域では、農地転用や開発行為が厳しく制限される。
「ハ行」	ハザードマップ はざーどまっぷ	地震、水害等の自然災害の被害を予測し、その被害範囲を示した図面のこと。
	バリアフリー ばりあふりー	障害者や高齢者の生活に不便な障害（道や床の段差等）を取り除こうという考え方のこと。
	文化財保護法 ぶんかざいほごほう	文化財の保存と活用のために必要となる事項を規定した法律のこと。
「ヤ行」	遊水・保水機能 ゆうすい・ほすいきのう	遊水機能とは、河川沿いの田畑等において、雨水や河川の水を一時的に貯留する機能のこと。保水機能とは、雨水が地中に浸透する機能のこと。
	ユニバーサルデザイン ゆにばーさるでざいん	年齢や障害の有無等に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
	用途地域 ようどちいき	自治体が必要に応じて活用できる最も基本的な都市計画制度。都市の環境保全や利便の増進のために、建物の用途について一定の制限を行うもので、住居系（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域）、商業系（近隣商業地域、商業地域）、工業系（準工業地域、工業地域、工業専用地域）に類別される。市街化区域内であれば、いずれかの用途地域に必ず指定される。
「ラ行」	ロードサイド ろーどさいど	道路沿いのこと。ロードサイド型の施設は、一般的に、車による利用を想定し、駐車場を備えたものを指す。
「ワ行」	ワークショップ わーくしょっぷ	学びや、問題解決等のための会議手法の一つ。一般的には、参加者が自発的に作業や発言を行える環境が整った場において、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態を指す。